

第25 防災センターの基準

規則第12条第1項第8号、第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号の規定に基づく消防用設備等に係る総合操作盤は、次表の左欄に掲げる区分により、右欄の基準に適合する防災センター等に設けること。

なお、非常放送設備の増幅器及び操作部にあっても、準用すること。★

ただし、令別表第1に掲げる防火対象物のうち、平屋建、(7)項(11階以上のものを除く。)又は延べ面積(駐車場等で収容人員が従業員のみである防火対象物の部分を除く。)が1,500㎡以下で、かつ、各階とも2方向避難が確保されているものにあつては、A欄の構造等の基準の1から5を除きこれによらないことができる。◆

用途・規模の区分	構造等の基準
1 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物。 (2) 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物。 2 延べ面積が1,000㎡以上の地下街。 3 次に掲げる防火対象物(前1又は2に該当するものを除く。)のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要と認めて指定するもの。 (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の防火対象物。	1 防災センター等は、避難階(直接地上に通ずる出入口のある階をいう。)又はその直上階、直下階に設けること。 2 防災センター等は、非常用エレベーター及び特別避難階段に容易に近づける位置であること。 3 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路(以下「防災センター等用通路」という。)とその他の部分とを次に定める構造により区画し、防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、4及び5によらないことができる。 (1) 耐火構造(主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあつては、準耐火構造)の床、壁若しくは特定防火設備である防火戸(常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造のもの。)で区画すること。 (2) 区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は建基令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ若しくはハに規定する構造

A	<p>(2) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000㎡以上の特定防火対象物。</p> <p>(3) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物。</p>	<p>とすること。なお、風道は建基令第112条第21項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。</p> <p>4 防災センター等は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地（以下「空地等」という。）に面し、かつ、空地等に面する部分に次に定める開口部を1以上設けること。◆</p> <p>(1) 直径1m以上の円が内接することができるか又は幅が75cm以上、かつ、高さが1.2m以上であること。</p> <p>(2) 規則第5条の3第2項（第2号を除く。）に適合するものであること。</p> <p>5 防災センター等には、防災要員が直接屋外に避難できる措置を講じること。◆</p> <p>6 防災センター等は、総合操作盤等を設置した部分以外の床面積（方形状にまとまった部分をいう。）を20㎡以上確保すること。 ★</p> <p>7 防災センター等とその他の部分とは3(1)及び(2)の構造により区画すること。（出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）</p> <p>8 防災センター等に、当該要員が仮眠、休憩をする場所がある場合は、防災センター等と当該部分は、前7により区画されており、かつ、情報連絡のための措置が講じられていること。</p> <p>9 防災センター等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。</p> <p>10 防災センター等には、当該室における執務に必要な物品以外のものを搬入しないこと。◆</p> <p>11 防災センター等の出入口の見やすい箇所には、防災センターである旨が表示されていること。</p>
---	---	---

A		<p>12 防災センター等には、常用の照明が消えた場合にあっても、有効な照度を確保できる設備を設けること。</p> <p>13 防災センター等の換気、暖房、冷房設備は、専用の設備であること。</p> <p>14 防災センターの総合操作盤等は、直接耐火構造の床または壁にアンカーボルト等で堅固に固定されているか、同様に固定された卓等に堅固に固定されていること。</p> <p>15 総合操作盤等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災要員等からの情報提供等が有効に行なえるように配置されていること。</p> <p>16 消防隊の進入口から近い位置であること。 また、進入経路は防災センターに容易に至ることができるものであるほか、次によること。</p> <p>(1) 超高層建築物にあつては、道路、広場から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は2以上とし、当該建築物の直近まで通じていること。</p> <p>(2) 消防車の進入路に設けてある門、扉等は、消防隊により容易に開放できる構造であること。</p> <p>(3) 道路の幅員は、5 m以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー部分は、通行、回転上有効なすみ切りがなされていること。</p> <p>(4) 通路は、梯子車の通行に支障のない耐力(20 t)を有する構造であること。</p>
B ◆	<p>1 令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの又は、地階の階数が3以上のもの。(A欄に掲げるものを除く。)</p> <p>2 令別表第1(1)項から</p>	<p>A欄のから10を準用するほか、次によること。</p> <p>1 A欄の6の規定中「20㎡以上」を「10㎡以上」と読み替える。</p> <p>2 防災センター等に設ける受付窓等用途上やむを得ない開口部(面積が1㎡以内のものに限る。)は、開放廊下等に面して設け</p>

<p>B ◆</p>	<p>(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物。 (A欄に掲げるものを除く。)</p> <p>3 令別表第1(16の2)項(A欄に掲げるものを除く。)及び(16の3)項に掲げる防火対象物。</p>	<p>る場合に限り、防火設備である防火戸とすることができる。</p>
<p>C ◆</p>	<p>A欄及びB欄に掲げる以外の令別表第1に掲げる防火対象物。</p>	<p>A欄の1、3から5まで及び9を準用すること。</p>